

1 成果目標

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和11年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標を設定

◆視点1：住み慣れた地域等希望する場所で、安心して「暮らし続ける」

○共生社会の実現に向け、本人の意思や様々な障害特性に応じた地域等での相談・受入等支援体制づくり・充実、施設入所者の地域への移行等の促進

(1) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の機能のうち、「緊急時の受入れ・対応」については、令和11年度末まで1箇所以上を維持するとともに、「相談」及び「体験の機会・場」「専門的人材の確保、養成等」の各機能についても整備を進め、その機能充実のためにコーディネーターによる効果的支援体制の検証、検討するための会議を年1回以上開催する。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（4）地域移行支援、地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

(2) 相談支援体制の充実・強化等

ア 北九州地域障害者基幹相談支援センターを中心として、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化等を通じた地域づくりを図る体制を確保する。また、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みを行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。

㊦イ 地域の相談支援専門員等を対象とした専門的な研修等で人材育成支援を実施するとともに、自立支援協議会等の場を活用した多機関連携や個別事例の検証体制を強化することで、地域全体の相談支援の質を向上させ、希望する全ての利用者が適切に計画相談支援を受けられる環境づくりを進めていき、のぞまないセルフプランの発生を防ぐ。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

ア 就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練）を通じた一般就労への移行者数

R 6 年度末実績		R 1 1 年度の目標値	
341人		467人	
うち移行	202人	うち移行	231人
うちA型	57人	うちA型	107人
うちB型	70人	うちB型	117人
うち自立訓練	11人	うち自立訓練+生活介護 12人	
うち生活介護	1人		

令和11年度中に一般就労に移行する者の目標値を令和6年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。具体的には、就労移行支援事業所1.14倍以上、就労継続支援B型事業所1.67倍以上とする。

就労継続支援A型事業所については令和7年度実績が既に国の目標値（R6実績×1.52以上）に達していることから、令和7年度実績を目標として設定。

イ 就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を7割以上とする。

ウ 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人のうち、就労定着支援事業の利用者数を令和6年度末実績（152人）の1.47倍以上（224人以上）とする。

エ 就労定着支援事業利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とする。

⑨オ 就労選択支援を提供できるよう体制確保に努めるとともに、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するため、就労選択支援の利用者数の増加（令和11年度：326人）を図る。

カ 就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携した支援体制を構築する。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野8「就労の支援、雇用の促進及び経済的支援の推進」において示す施策のうち、特に「総合的な就労支援」により成果目標の達成に努める。

また、障害者就労支援機関と企業との「交流会」や企業を対象とした「障害者雇用促進セミナー」のほか、障害のある方と障害者雇用を検討している企業とのマッチングを図る「就職説明会」の開催など、国や県等の関係機関と連携しながら、目標達成に努める。

さらに、サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことで、見込量の確保及び良質なサービスの提供を図るとともに、就労定着支援事業所に対し、就労定着実績体制加算について、積極的な周知を図る等行う。

(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

ア 福祉施設の入所者の地域生活移行

令和7年度末の福祉施設の入所者数（実績）	1,263人	7%以上移行
令和11年度末の地域生活への移行者数（目標）	89人以上	

イ 福祉施設の入所者数の減員

令和7年度末の福祉施設の入所者数（実績）	1,263人	5.1%以上減
令和11年度末の福祉施設の入所者数（目標）	1,198人以下	

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

ア 令和11年度末における精神障害者の精神病床から退院後、1年以内の地域での平均生活日数について、〇日以上にする。（県と調整中）

イ 令和11年度末までに、精神病床における1年以上長期入院患者数を〇〇人以下とする。（65歳未満、65歳以上、75歳以上、40歳以上・認知症）（県と調整中）

※一部新規（75歳以上、40歳以上・認知症）

⑨ウ 精神病床への30日以上の上の再入院率について（退院後90日時点、退院後180日時点、退院後365日時点）（県と調整中）

⑨エ 令和11年末において、心のサポーター養成者数を397人とする。

⑨オ 精神保健医療福祉体制の基盤整備の状況を評価及び検討するため、K6を活用して住民の心理的ストレスを含む精神的な問題の程度を把握する。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（4）地域移行支援・地域生活支援及び地域福祉の充実」に係る施策を実施するとともに、市民・企業・学校等を対象とした心のサポーター養成研修を継続的に実施し、精神障害への理解促進及び地域で支える人材の育成を推進し、成果目標の達成に努める。

◆視点2：こどもの時から成長を支え、みんなが「共に生きる」

○障害の程度や特性（「医療的ケア」「強度行動障害」「発達障害」等）にかかわらず、様々な関係機関の連携によるライフステージを通した切れ目ない支援体制の充実

(6) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

ア 児童発達支援センターの適切な運営に引き続き取り組むとともに、全ての児童発達支援センターが地域の中核的な支援機関として4つの機能を提供しながら、地域支援（保育所等訪問支援）の充実を図る。

イ 聴覚障害のある子どもに対する支援の中核機能を整備し、保健・医療・教育等、関係機関と連携しながら、聴覚障害のある子ども及びその保護者に対して切れ目のない支援を行う。

ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の適切な運営に引き続き取り組むとともに、重度の障害等により外出が著しく困難で在宅生活を送っている障害のある子どもに対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスの充実を図る。

エ 北九州地域医療的ケア児支援協議会を通じて、医療的ケアが必要な子どもの心身の状況や介護者の状況に応じた適切な保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援が受けられるように関係機関との連携を図る。

また、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケアが必要な子どもに対する支援のための地域づくりを推進するとともに、関係機関と医療的ケアが必要な子どもやその家族をつなぎ、必要な支援を総合的に調整する医療的ケア児コーディネーターを引き続き配置する。

オ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう適切な移行調整に引き続き取り組むとともに、支援に携わる関係機関との連携の充実を図る。

⑨カ 「のぞまないセルフプラン」が発生することがないように、計画相談の充実を促進する。また、児童発達支援センター等の地域の関係機関と連携し、家族支援を含む伴走型支援を強化するとともに、協議会での個別事例検討や地域課題の整理を行い、切れ目ない支援体制を確保する。

⑨キ 強度行動障害児者に対する支援体制を強化するため、協議会や支援者養成研修会を開催することで、支援ニーズの把握や支援人材の育成を図る。

ク 関係機関との連携により、保育所・幼稚園等での障害のある子どもの受入れや保育内容の充実を図るとともに、障害のある子どもの放課後の居場所の充実を図る。そのため、受入れ体制を維持する。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（5）障害のある子どもに対する支援の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

また、児童発達支援センターの中核的な支援機関としての4つの機能について実施状況を確認しながら、地域における支援体制及び質の向上を図る。

【4つの機能】

- ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
- ②地域の障害児通所施設に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
- ③地域のインクルージョン推進の中核としての機能
- ④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能

(7) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化 ※ 本市独自の目標

ア 令和11年度末までに発達障害のある子ども、発達障害のある人のライフステージを通して一貫した支援を実施する体制を構築することを目標とする。

⑨イ 強度行動障害のある人・子どもに対する支援強化のための「集中的支援体制」を推進する。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（3）相談支援体制の充実」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

具体的には、福岡県と「集中的支援体制」について協議を進めると共に、実施主体となる発達障害者支援センター「つばさ」とも並行して協議を進めることで、体制の構築を行う。

◆視点3:適正な障害福祉サービス等の提供に向けた「人材確保・育成、質の向上」

○人材確保・定着に向けた職場環境の整備やそれに向けた各種研修等実施による事業者支援など
障害福祉サービス等の適正な提供

(8) 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上

- ⑨ ア 障害福祉人材の確保・定着に向け、障害福祉現場における賃上げ、生産性向上・職場環境改善を推進するために、処遇改善加算の取得や介護テクノロジー等の導入を推進する。
- ⑨ イ 障害福祉人材の確保・定着に向け、地域ニーズを踏まえて計画的に専門人材を養成する必要があるため、
 - ①地域の相談支援専門員等を対象とした専門的な研修等で人材育成支援を実施する（再掲）
 - ②障害のある方自身の自己決定を尊重し、意思決定支援を適切に実施できる人材の育成に向けて、研修を実施する

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

障害福祉サービス事業所への処遇改善加算制度の周知や相談に加え、介護テクノロジーの導入を進める事業所への支援を図る。

また、障害福祉サービス事業所への周知や広報により、研修に参加する相談支援専門員の増加を図るとともに、障害のある方の意思決定の支援を推進するため、「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修会を実施により、成果目標の達成に努める。

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

ア 令和11年度末までに、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有及び指導監査結果の関係自治体との共有の実施体制を構築する。

- ⑨ イ 事業者が公表しているサービス等の内容を参照することで、利用者が個々のニーズに応じた良質なサービス選択ができるよう、障害福祉サービス等情報公表制度における公表率及び更新率を100%とする。

【目標達成のための取組み】

北九州市障害者計画の分野5「自立した生活の支援や意思決定支援の推進（地域包括ケアシステムの構築）」において示す基本的な施策のうち、特に「（1）障害福祉サービスの質の向上や福祉用具等の普及促進等」に係る施策により、成果目標の達成に努める。

また、新規指定の際には、サービス等の内容について公表義務があることを周知するとともに、事業開始から6月以内に実施する現況確認や、3年に1度を目安に実施する運営指導においても、適時適切な更新が行われていることの確認を徹底する。

2 活動指標

成果目標を達成するために必要な量の見込み等をこれまでの実績を踏まえて設定

(1) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の設置

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
設置数	「地域生活支援拠点等」の機能を満たす拠点を7箇所以上維持	「地域生活支援拠点等」の機能を満たす拠点を7箇所以上維持	「地域生活支援拠点等」の機能を満たす拠点を7箇所以上維持

地域生活支援拠点等の機能充実を推進するコーディネーターの配置

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
配置人数	1人	1人	1人

地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数	2回	2回	2回

【新規】高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
設置数	1箇所	1箇所	1箇所

【新規】高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
回数		検討中	

【新規】高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
人数		検討中	

【新規】高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
件数		検討中	

【新規】高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
件数		検討中	

(2) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターによる

設置の有無

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	有	有	有

相談支援事業所に対する専門的な指導・助言件数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
指導・助言件数	150件	150件	150件

相談支援専門員等を対象とした人材育成研修の受講者数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
支援件数		検討中	

相談機関との連携強化の取組みの実施回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数	15回	15回	15回

個別事例の支援内容の検証の実施回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数	6 件	6 件	6 件

主任相談支援専門員の配置数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
配置数	3 人	3 人	3 人

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数・参加事業者数	15 回・85 事業者	15 回・85 事業者	15 回・85 事業者

協議会の専門部会の設置及び実施回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
設置数・実施回数	2 部会・6 回	2 部会・6 回	2 部会・6 回

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	270 人	255 人	242 人
利用日数	4,762 人日	4,482 人日	4,219 人日

就労継続支援 (A 型)

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数			
利用日数	国が示す要件を確認して設定		

就労継続支援 (B 型)

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

自立訓練 (機能訓練)

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	4 人	5 人	5 人
利用日数	107 人日	130 人日	157 人日

自立訓練 (生活訓練) ※宿泊型自立訓練含む

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	193 人	195 人	197 人
利用日数	3,712 人日	3,752 人日	3,794 人日

生活介護

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

就労選択支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	226 人	272 人	326 人
利用日数	3,164 人日	3,803 人日	4,571 人日

就労定着支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	204 人	213 人	223 人

就労定着実績体制加算の算定実績のある事業所数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
事業所数	3 事業所	4 事業所	5 事業所

(4) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 訪問系サービス

居宅介護

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	2,053 人	2,109 人	2,167 人
利用時間	40,925 時間	42,662 時間	44,473 時間

同行援護

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	313 人	320 人	328 人
利用時間	6,937 時間	7,638 時間	8,410 時間

重度障害者等包括支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	—	—	—
利用単位	—	—	—

※市内に事業所がなく、利用者がいないため

② 日中活動系サービス

生活介護【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

自立訓練（生活訓練）※宿泊型自立訓練含む【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	193 人	195 人	197 人
利用日数	3,712 人日	3,752 人日	3,794 人日

就労移行支援【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	270 人	255 人	242 人
利用日数	4,762 人日	4,482 人日	4,219 人日

就労継続支援（B 型）【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

療養介護

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	299 人	300 人	301 人

医療型短期入所

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	301 人	425 人	599 人
利用日数	2,046 人日	3,087 人日	4,659 人日

重度訪問介護

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	67 人	79 人	94 人
利用時間	34,901 時間	41,215 時間	48,671 時間

行動援護

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	34 人	54 人	85 人
利用時間	824 時間	1,304 時間	2,064 時間

自立訓練（機能訓練）【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	4 人	5 人	5 人
利用日数	107 人日	130 人日	157 人日

就労選択支援【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	226 人	272 人	326 人
利用日数	3,164 人日	3,803 人日	4,571 人日

就労継続支援（A 型）【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

就労定着支援【再掲】

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	204 人	213 人	223 人

福祉型短期入所

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	621 人	683 人	750 人
利用日数	3,279 人日	3,422 人日	3,572 人日

③ 自立生活援助・共同生活援助・施設入所支援

自立生活援助

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	—	—	—

※市内に事業所がなく、利用者がいないため

共同生活援助（グループホーム）

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		

施設入所支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	1,236 人	1,217 人	1,199 人

④ 相談支援

計画相談支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	11,900 人	12,300 人	12,700 人

地域移行支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	40 人	40 人	40 人

地域定着支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	52 人	54 人	56 人

【新規】⑤ 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
回数		検討中	

(5) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療及び福祉関係者による協議の場

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
開催回数	2 回	2 回	2 回

【新規】心のサポーター養成研修実施回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数	4 回	5 回	6 回

【新規】精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数	3 回	3 回	3 回

精神障害のある人の地域移行支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	38 人	38 人	38 人

精神障害のある人の地域定着支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	44 人	45 人	47 人

精神障害のある人の共同生活援助

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	国が示す要件を確認して設定		

精神障害のある人の自立生活援助

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	—	—	—

※市内に事業所がなく、利用者がいないため

精神障害のある人の自立訓練（生活訓練）

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	174 人	175 人	177 人

【新規】精神障害のある人の短期入所

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	283 人	340 人	413 人

(6) 障害のある子どもに対する支援の提供体制の整備等

児童発達支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

放課後等デイサービス

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	国が示す要件を確認して設定		
利用日数			

保育所等訪問支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	250 人	308 人	378 人
利用日数	406 人日	531 人日	695 人日

居宅訪問型児童発達支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	2 人	1 人	1 人
利用日数	10 人日	9 人日	9 人日

福祉型児童入所支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	59 人	59 人	59 人

医療型児童入所支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	30 人	30 人	30 人

障害児相談支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用児童数	5,100 人	5,500 人	5,900 人

【新規】児童発達支援センター箇所数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
箇所数	8 箇所	8 箇所	8 箇所

医療的ケアが必要な子どもに対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
配置人数	1 人	1 人	1 人

【新規】障害者自立支援協議会における障害児支援等に関する協議回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
回数	2 回	2 回	2 回

【新規】発達障害者支援地域協議会の開催回数

区分	R 9	検討中		R 1 1
回数				

【新規】強度行動障害がある人への支援者養成研修会の開催回数

区分	R 9	検討中		R 1 1
回数				

(7) 発達障害のある人等に対する支援の充実・強化

発達障害者支援地域協議会の開催

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
開催回数	2 回	2 回	2 回

発達障害者支援センターによる相談支援

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
相談件数	2,000 件	2,000 件	2,000 件

発達障害者支援センターの関係機関への助言

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
助言件数	80 件	80 件	80 件

発達障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
研修・啓発件数	56 件	56 件	56 件

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
受講者数	5 人	5 人	5 人

ペアレントメンターの人数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
人数	21 人	21 人	21 人

ピアサポート活動への参加人数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
人数	32 人	32 人	32 人

【新規】発達障害者支援センター「つばさ」が実施する強度行動障害支援に係るフォローアップ研修の開催回数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
回数	3 回	3 回	3 回

(8) 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケア充実のための生産性向上

【新規】福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所数

区分	R 9	検討中	R 1 1
事業所数			

【新規】ICT・ロボット導入モデル事業において採択された事業所数

区分	R 9	検討中	R 1 1
事業所数			

相談支援専門員等を対象とした人材育成研修の受講者数【再掲】

区分	R 9	検討中	R 1 1
支援件数			

【新規】意思決定支援ガイドラインを活用した研修会を実施した回数及び研修会の受講者数

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
実施回数		検討中	
受講者数			

(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害サービス等に係る各種研修の活用

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
福祉事務所職員 の研修受講割合	100%	100%	100%

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果及び指導監査結果の関係自治体との共有

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
共有回数	2 回	2 回	2 回

3 地域生活支援事業（主なもの）

成果目標の達成に資するよう、地域の実情に応じて実施する事業について、これまでの実績及び今後の見込み量等を踏まえて設定

日常生活用具給付等事業

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
給付件数	14,594 件	14,887 件	15,186 件

手話通訳者派遣事業

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
派遣件数	3,000 件	3,000 件	3,000 件

移動支援事業

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	429 人	430 人	431 人
利用時間	65,514 時間	65,954 時間	66,394 時間

日中一時支援事業（日帰りショート事業）

区分	R 9	R 1 0	R 1 1
利用者数	231 人	233 人	235 人
利用回数	11,986 回	12,078 回	12,170 回

障害スポーツ大会・障害者スポーツ教室

事業名	R 9	R 1 0	R 1 1
障害者スポーツ大会	340 人	350 人	360 人
障害者スポーツ教室	27 箇所	28 箇所	29 箇所